

- 約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「建物清掃」に登録され、その格付け区分が「A」に決定されたものであること。
- (2) 過去2年間いずれも年間の日常清掃総面積が、建物の延床面積で12,000平方メートル以上の業務実績があるもの。
- (3) 5の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成16年2月6日（金曜）から平成16年3月10日（水曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 提出場所  
4に記載のとおり
- (3) 提出方法  
4に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県警察本部運転免許課（熊本県運転免許センター2階）  
郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655  
電話番号 096-233-0110 内線 311
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成16年2月6日（金曜）から平成16年3月10日（金曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
イ 交付場所  
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成16年3月19日（金曜）午前10時から  
イ 場所  
熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655  
熊本県警察本部運転免許課（熊本県運転免許センター2階）
- (4) 入札書の提出方法  
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは4に記載の場所に平成16年3月18日（木曜）午後5時15分までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

- イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
ケ 2以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札  
(4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。  
(5) 最低制限価格  
設定しない。  
(6) 契約書作成の要否  
要  
なお、契約の締結期限は、落札決定の日から7日以内とする。  
(7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）  
(8) その他詳細は、入札説明書による。  
(9) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 7 Summary

- 1 Project  
Cleaning of the building for Kumamoto Driver's License Center
- 2 Date and venue for the submission of tender documents  
March 19 2004,10:00a.m.  
Meeting room,Kumamoto Driver's License Center
- 3 Deadline for the submission of tender documents by mail  
March 18 2004,5:15p.m.
- 4 Applicable language and currency  
Japanese language and Japanese currency only
- 5 Department in charge of affairs related to this procurement contract  
Kumamoto Driver's License Center  
2655,Karakawa,Kikuyo town,Kumamoto prefecture 869 - 1107,Japan  
tel 096 - 233 - 0110 (ext.311)

## 熊本県立教育委員会公告第1号

熊本県立教育センター協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年2月6日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 開催日時  
平成16年2月19日（木）  
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
山鹿市小原  
熊本県立教育センター 第2研修所
- 3 議題  
(1) 今後の県立教育センターに期待するもの  
(2) 教職員の資質向上に関して教育センターの果たす役割について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
山鹿市小原  
熊本県立教育センター協議会事務局（熊本県立教育センター総務課）  
（電話 0968-44-6611 内線 214）

**上益城地域保健医療推進協議会公告第4号**

上益城地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年2月6日

上益城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時  
平成16年2月10日（火曜日）  
午後2時から
- 2 開催場所  
上益城郡御船町御船五丁目  
クレインパレス 2階 イベントホール
- 3 議題
  - 1) 第4次上益城保健医療計画について
  - 2) 上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会実施報告
  - 3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - 1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室する。
  - 2) 傍聴の受付は原則として先着順で行いますので、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県上益城郡御船町辺田見400番地  
上益城地域保健医療推進協議会事務局  
（御船保健所総務企画課）  
（電話 096-282-0016）

**正 誤**

平成15年9月30日熊本県教育庁訓令第8号（熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
4	熊本県教育委員会訓令第8号	熊本県教育庁訓令第8号
4	(8) 文書管理システム電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理に関する事務の処理を行うシステムで熊本県総務部私学文書課長が管理するものをいう。 (9) 電子文書 文書のうち電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 (10) 電子決裁 文書管理システムの機能を利用して電子的方式により行う電子文書の決裁をいう。	(7) 文書管理システム 電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理に関する事務の処理を行うシステムで熊本県総務部私学文書課長が管理するものをいう。 (8) 電子文書 文書のうち電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 (9) 電子決裁 文書管理システムの機能を利用して電子的方式により行う電子文書の決裁をいう。
6	第34条第2項中「第32条第2項」の次に「及び第3項」を加える。	第34条第2項中「第32条第2項」の次に「第3項」を加える。
11	3 熊本県立教育センター及び県立学校については、改正後の熊本県教育庁文書規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。	3 熊本県立教育センター及び県立学校については、改正後の熊本県文書規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

